

磐越自動車道

R 8 郡山管内のり面補強工事

特記仕様書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 東北支社

郡山管理事務所

目次

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 間接工事費の変更	1
4. 材料調達に伴う変更	3
5. カーボンニュートラル推進工事	3
6. 配置技術者について	5
7. 工事用地等に関する事項	5
8. 関連施設その他との関係	6
9. 作業日及び作業期間に関する事項	8
10. 関連工事に関する事項	10
11. 工程表及び履行報告に関する事項	11
12. 貸与品に関する事項	12
13. 保安に関する事項	12
14. 環境保全に関する事項	15
15. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	16
16. 現場環境改善に関する事項	17
17. 工事用プレートに関する事項	17
18. 三者協議会に関する事項	18
19. 設計変更ガイドラインの活用について	19
20. 工事変更等検討会の設置について	19
21. 工事に関する共通事項	19
22. 工事細部に関する事項	24
23. 補足事項	35

添付資料

様式－１	間接工事費計画書の提出について
様式－２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４	材料調達変更計画書の提出について
様式－５	材料調達実績報告書の提出について
様式－６	カーボンニュートラル施工計画書
様式－８	工程表
様式－９	工事履行報告
様式－１１	再生資材供給可能量の照会について
様式－１２	再生資材供給可能量報告書
様式－１３	工事用プレート使用状況等記録簿
様式－１４	工事記録情報 完了届
別添－１	磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	実績価格調査票
別添－３	施工確認願

1. 工事概要

1-1 工事名 磐越自動車道 R8郡山管内のり面補強工事

1-2 路線名 磐越自動車道

1-3 工事箇所 自) 福島県いわき市三和町合戸字細戸(いわき三和IC)
緯度 37° 06' 10" 経度 140° 46' 10"
至) 福島県郡山市喜久田町坪沢(郡山JCT)
緯度 37° 28' 00" 経度 140° 21' 20"

1-4 施工内容

構造物掘削	1, 375m ³
かご枠工	614m
水抜きボーリング工	4, 509m
砕石縦排水工	83m ³
盛土補強土工	1, 208本

1-5 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

- ・ 2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上 of 車道において車線変更を促す規制を行う場合 of 工事(常時全面通行止め of 場合は含まない)
- ・ 市街地部(DID地区及びこれに準ずる地区)が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

3. 間接工事費の変更

3-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(3) 上記(1)(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

3-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書3-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3-4 間接工事費の増加費用の協議

- （1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。
- （2）監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （3）受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-3）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

3-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- （1）共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （2）現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （3）間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。
- （4）全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

3-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4. 材料調達に伴う変更

4-1 対象となる資材等

骨材については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規格	調達地域等
かご砕工 3段A かご砕工 4段A	骨材	骨材 C-40	福島県
		再生骨材 RC-40	福島県
		割栗石 150～200mm	福島県
砕石縦排水工 A	骨材	骨材 C-40	福島県

※調達地域から調達することを想定

単価表の項目	資材名	規格
かご砕工 3段B かご砕工 4段B	骨材	骨材 C-40
		再生骨材 RC-40
		割栗石 150～200mm

4-2 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

5. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評価（以下、「成績評価」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

5-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- （１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式-6-2）に記載し、監督員に提出しなければならない。

- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

5-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は競争参加申請時に取り組むとした内容の他に更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書(様式-6-1)に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

5-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(5)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 発注者が費用を計上していない取り組み
- (4) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に悪影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

5-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「5-1」及び「5-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「5-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「5-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

5-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により確認するものとする。

5-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

6. 配置技術者について

6-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

6-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書 1-7-3「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

東北自動車道

白河ＩＣから本宮ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村

磐越自動車道

いわき三和ＩＣから磐梯熱海ＩＣを通過する市町村及び隣接する市町村

7. 工事用地等に関する事項

7-1 工事用地等の確保

契約書第 16 条第 1 項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期（用地の確保が完了する時期）は下表のとおりである。

受注者は使用可能期間前に当該工事用地等を使用してはならない。

所在地	面積	使用可能期間	備考
いわき市三和町上永井字作 126-1	約 190m ²	令和 10 年 10 月～	E 東東い-277 工事ヤード（借地）
いわき市三和町上永井字宿下 地内 34 林班ろ 18（保安林）	約 70m ²	令和 10 年 4 月～	E 東東い-278 工事ヤード（借地）
いわき市三和町上永井字宿下 124-3	約 100m ²	令和 10 年 10 月～	E 東東い-280 工事ヤード（借地）
いわき市三和町上永井字大平 田 274-30、274-47	約 140m ²	令和 9 年 4 月～	E 東東い-281 工事ヤード（借地）
いわき市三和町上永井字高戸 地内 37 林班か、38 林班と 3（保 安林）	約 520m ²	令和 10 年 4 月～	E 東東い-283 工事ヤード（借地）
いわき市三和町下三坂字北山 地内 29 林班さ 1（保安林）	約 80m ²	令和 10 年 4 月～	E 東東い-295 工事ヤード（借地）
小野町大字南田原井字鍛治久 保 49、50-2 小野町大字南田原井字松ノ木 内 3-1、75、77-4、79-2、82-3 小野町大字夏井字松木内 53-2	約 790m ²	令和 9 年 10 月～	E 東東い-301 工事ヤード（借地）
小野町大字南田原井字松ノ木 内 4、37	約 390m ²	令和 10 年 10 月～	
小野町大字夏井字穴子 21-1、22	約 30m ²	令和 9 年 10 月～	E 東東い-304 工事ヤード（借地）

小野町大字夏井字穴子入 118-1、119-4	約 310m ²	令和 10 年 4 月～	E 東東い-307 工事ヤード（借地）
小野町大字夏井字穴子入 68	約 130m ²	令和 9 年 10 月～	E 東東い-308 工事ヤード（借地）
小野町大字吉野辺字坊内 76-3、78、297-1	約 100m ²	令和 9 年 4 月～	E 東東郡-075 工事ヤード（借地）
小野町大字吉野辺字坂本 63-1、67-1	約 320m ²	令和 10 年 10 月～	E 東東郡-067 工事ヤード（借地）
三春町字沼ノ倉 60-7	約 210m ²	令和 10 年 10 月～	E 東東郡-131 工事ヤード（借地）

7-2 埋蔵文化財

共通仕様書 1-2 7-1 「文化財の保護」に規定する埋蔵文化財の範囲は下表のとおりであり、受注者は文化財の保護に努めながら施工を行うものとする。

なお、監督員が文化財の保護対策について指示をした場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者との協議して定めるものとする。

所在地	面積	備考
小野町大字南田原井字鍛冶久保 21-6 他 （鍛冶久保 A 遺跡）	約 0.7ha	E 東東い-333、301 対象盛土周辺
小野町大字南田原井字松ノ木内 3-2、53-3、75-2 他 （松ノ木内 A・B 遺跡）	約 0.3ha	E 東東い-301 対象盛土周辺
小野町大字夏井字穴子入 34-3 他 （穴子入遺跡）	約 0.2ha	E 東東い-307 対象盛土周辺

8. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

施工箇所	路線名	管理者名	摘要
E 東東い-278	梅曽根林道	いわき市	道路使用（工事通行止）
E 東東い-280	いわき市林道①	いわき市	道路使用（工事通行止）
E 東東い-282	いわき市林道②	いわき市	道路使用（工事通行止）
E 東東い-329	いわき市道①	いわき市	道路使用（工事通行止）
E 東東い-333	小野町道③	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東い-301	小野町道①	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東い-301	小野町道②	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東い-306	小野町道④	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東い-339	小野町道⑤	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東い-307	小野町道⑥	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東い-307	町道池ノ平・穴子入線	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東い-308	町道池ノ平・穴子入線	小野町	道路使用（工事通行止）

E 東東い-311	小野町道⑦	小野町	道路使用（工事通行止）
E 東東郡-044	市道町尻4号線	田村市	道路使用（工事通行止）
E 東東郡-131	三春町道①	三春町	道路使用（工事通行止）
E 東東郡-172	市道東山田五斗蒔線	郡山市	道路使用（工事通行止）

（２）規制関係

道路及び位置	関係官公署	摘要
磐越自動車道 いわき三和 I C～郡山 J C T	福島県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	
いわき市 市道及び林道	福島県 いわき中央警察署	
小野町 町道	福島県 田村警察署小野分庁舎	
田村市 市道 三春町 町道	福島県 田村警察署	
郡山市 市道	福島県 郡山北警察署	

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

（３）電力、通信施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
磐越自動車道 本線盛土部 いわき三和 I C～郡山 J C T E 東東い-277、283、304、306、 307、311 E 東東郡-075、172	光通信ケーブル メタル通信・電源ケー ブル	K D D I (株) 東日本高速道路(株) 東日本高速道路(株)	埋設及び添架 埋設及び添架
磐越自動車道 本線盛土部 上り線 29.1k p 付近 E 東東い-301	電力線 沼ノ平線 2 西 19 西 1 電柱	東北電力	架空電柱

（４）その他

受注者は、上記以外の本工事に係る施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間	日数	区間	摘要
毎年4月下旬～5月上旬	約10日間	磐越自動車道 いわき三和IC～郡山JCT	ゴールデンウィーク
毎年8月上旬～8月中旬	約10日間	磐越自動車道 いわき三和IC～郡山JCT	夏期混雑期
毎年12月下旬～1月上旬	約10日間	磐越自動車道 いわき三和IC～郡山JCT	年末年始

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

9-2 冬期交通規制抑制期間

共通仕様書 1-13「作業日」の規定による他、12月10日から翌年3月10日までの期間は冬季交通規制抑制期間として、本線規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず本線規制を伴う作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬期交通規制抑制期間中に本線規制を伴う作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬期交通規制抑制期間中に本線規制を伴う作業を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

9-3 構造物の施工時期

工事箇所隣接地が耕作地等であることから、施工にあたっては道路の規制及び工事ヤードの使用等について、耕作等に影響しないよう施工時期に配慮して施工するものとする。

施工箇所	施工時期	摘要
E 東東い-333	毎年11月頃～翌年3月頃（農閑期）	町道の交通規制
E 東東い-301	毎年11月頃～翌年3月頃（農閑期）	工事ヤード（借地）の使用
E 東東い-307	毎年6月頃～翌年2月頃（桜閑期）	町道の交通規制
E 東東い-308	毎年6月頃～翌年2月頃（桜閑期）	町道の交通規制
E 東東い-308	毎年11月頃～翌年3月頃（農閑期）	工事ヤード（借地）の使用
E 東東郡-067	毎年11月頃～翌年3月頃（農閑期）	工事ヤード（借地）の使用
E 東東郡-044	毎年11月頃～翌年3月頃（農閑期）	町道の交通規制

9-4 交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

（1）磐越自動車道

上下別	施工区間	1車線規制可能時間帯	路肩規制可能時間帯
上	いわき三和 IC～郡山 JCT	終日可能	終日可能
下	いわき三和 IC～郡山 JCT	終日可能	終日可能

9-5 一般道の交通規制及び通行止め

一般道の交通規制及び通行止めは下表に示すとおりとする。また、交通規制及び通行止めの時期及び日数は、道路管理者との協議に基づく現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに必要な費用は、諸経費に含むものとする。

（1）通行止

施工箇所	道路名	通行止め可能時期	通行止め予定日数	摘要
E 東東い-278	梅曾根林道	工事期間中	約 20 日	
E 東東い-280	いわき市林道①	工事期間中	約 20 日	
E 東東い-282	いわき市林道②	工事期間中	約 20 日	
E 東東い-329	いわき市道①	工事期間中	約 40 日	
E 東東い-333	小野町道③	農閑期	約 40 日	
E 東東い-301	小野町道①	農閑期	約 50 日	
E 東東い-301	小野町道②	工事期間中	約 50 日	
E 東東い-306	小野町道④	工事期間中	約 30 日	
E 東東い-339	小野町道⑤	工事期間中	約 30 日	
E 東東い-307	小野町道⑥	工事期間中	約 40 日	
E 東東い-307	町道池の平・穴子入線	桜閑期	約 20 日	
E 東東い-308	町道池の平・穴子入線	桜閑期	約 20 日	
E 東東い-311	小野町道⑦	工事期間中	約 30 日	
E 東東郡-044	市道町尻 4 号線	農閑期	約 40 日	
E 東東郡-131	三春町道①	工事期間中	約 30 日	
E 東東郡-172	市道東山田五斗蒔線	工事期間中	約 30 日	

9-6 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間（まで）

10. 関連工事に関する事項

10-1 関連工事

契約書第 2 条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・通信施設保全管理業務 ・管理施設保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
東北自動車道 前田川橋塗替塗装工事	交通規制調整 工程調整	令和 6 年 8 月～ 令和 9 年 1 月	当社	リバーランズエンジニアリング(株)
東北自動車道 R8 郡山管内舗装補修工事	交通規制調整 工程調整	令和 7 年 12 月～ 令和 9 年 1 月	当社	前田道路(株)
磐越自動車道 新五百川橋床版取替工事	交通規制調整 工程調整	令和 7 年 2 月～ 令和 9 年 12 月	当社	オリエンタル白石(株)

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に郡山管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者との調整に協力するものとする。

1 1. 工程表及び履行報告に関する事項

1 1－1 工程表

共通仕様書 1－1 9－2「工程表の提出」に規定する工程表は様式－8のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

- (1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に毎月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
E 東東い-277 (上り線)	構造物掘削、かご砕工、水抜きボーリング工、 立入防止柵関係項目、交通規制工、交通保安要員、 砕石縦排水工、盛土補強土工、試掘工
E 東東い-278 (上り線)	
E 東東い-280 (上り線)	
E 東東い-281 (上り線)	
E 東東い-282 (上り線)	
E 東東い-283 (上り線)	
E 東東い-329 (下り線)	
E 東東い-295 (上り線)	
E 東東い-333 (下り線)	
E 東東い-301 (上り線)	
E 東東い-304 (上り線)	
E 東東い-306 (上り線)	
E 東東い-339 (下り線)	
E 東東い-307 (上り線)	
E 東東い-308 (上り線)	
E 東東い-311 (上り線)	
E 東東郡-075 (下り線)	
E 東東郡-067 (下り線)	
E 東東郡-044 (下り線)	
E 東東郡-131 (下り線)	
E 東東郡-172 (上り線)	
雑 工	上記以外

1 1－2 履行報告

共通仕様書 1－1 9－3「履行報告」に規定する履行報告は様式－9及び本特記仕様書 1 1－1「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 2. 貸与品に関する事項

1 2-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	郡山管理事務所	冬期規制抑制期間を除く工事期間中
矢印板、ラバーコーン、規制標識、ロボット誘導員	設計図による	—	—	—
標識等安全施設	設計図による	—	—	—

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

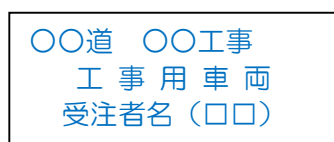
1 3. 保安に関する事項

1 3-1 工事用車両の区別

共通仕様書1-25-2「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図



材質：耐水合板、強化プラスチック、布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1 3-2 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道

からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。
なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

1 3 - 3 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。）を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

1 3 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 3 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、ＫＤＤＩ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和３年７月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 3 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （１）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （２）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （３）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 3 - 5 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 3 - 6 工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

1 3 - 7 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への

危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 3-8 工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として郡山管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。

1 3-9 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

（１）定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

（２）実施手順

１）施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

２）受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

３）施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記１）、２）で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記１）及び２）の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 3－1 0 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添-3「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

なお、工事用車両後退時の安全対策に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

1 3－1 1 保安に関する費用

本特記仕様書 1 3－1「工事用車両の区別」、2「標識等の設置」、3「現場内の安全整備」、4「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」（試掘に関する費用は除く）、5「飛散防止対策」、6「工事に使用する移動用発電設備等について」、7「交通規制内の作業員の安全対策」、8「工事着手前安全検討会」、9「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、1 3－4「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」について、特別な損傷事故防止対策が必要となった場合は、別途受発注者間で協議して定めるものとする。

また、1 3－9「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」について、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 4. 環境保全に関する事項

1 4－1 井戸等の枯渇等の対策

本線沿線には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇等の影響のおそれがあるので、工事中に受注者はこれらの物件を発見した場合には直ちに監督員に報告しなければならない。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 4－2 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 4－3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 4－4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 4－5 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 5. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項

1 5－1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
4－(22) かご枠工 3段A 4段A 3段B 4段B	再生骨材 RC-40 (基礎材)	約 80m3	

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式－11)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

- 1) 建設汚泥再生品にあつては、当該工事現場から概ね50kmの範囲内の再資源化施設とする。
- 2) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。
- 3) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式－12)し、その指示に従うものとする。

1 5－2 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
建設発生土	構造物掘削の 施工箇所	構造物掘削	約 1,400m3	受入施設へ搬入
建設発生木材 (伐開草木・除根材等)	全ての施工箇 所	伐開除根	未定	再資源化施設へ搬入

(2)「建設発生土」の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
建設発生土	(有)根本産業	郡山市日和田町梅沢字瀬戸田50	4 μ Sv/h以下に限る。草や根、大きい石、その他ゴミ等の混入は不可
建設発生土	(株)良田建材店	郡山市中田町字高倉地内	建設発生土(1種~3種)埋立処理

なお、監督員が必要であると認めて処理施設の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

15-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用(ただし建設発生木材の処理に要する費用は除く)は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、建設発生木材の再資源化施設への運搬・処理に要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

また、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

16. 現場環境改善に関する事項

16-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書5に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	昇降設備の充実
現場環境改善 (営繕関係)	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
現場環境改善 (安全関係)	盗難防止対策
地域連携	社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む)

17. 工事用プレートに関する事項

(1)発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム(ETC)に使用するプレート(以下「工事用プレート」という。)を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要な書類について

は契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートに適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
東北自動車道 郡山ＩＣ～郡山ＪＣＴ間 磐越自動車道 いわき三和ＩＣ～郡山Ｊ ＣＴ間	・ 骨材（砕石・割栗石）、掘削土砂、仮設材の運搬車 ・ 交通規制の設置、撤去に関わる規制資材運搬車

- (2) 工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式－１３）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。
- (3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。
- (4) (1) に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。

18. 三者協議会に関する事項

18-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

1) 磐越自動車 R8 郡山管内のり面補強工事の設計

18-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「磐越自動車 R8 郡山管内のり面補強工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。

18-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

18-4 三者協議会に開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1-5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1-17 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

19. 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路㈱）」を参考にすること。なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

20. 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

21. 工事に関する共通事項

21-1 技術提案に関する事項

21-1-1 技術提案の履行義務

契約締結前の調達手続中に受注者が提出した技術提案は履行義務が生じるものとし、原則として変更又は消滅は認めない。ただし、発注者が採用しないと通知した技術提案は履行してはならない。なお、受注者は、履行義務を負う技術提案に関して、工事目的物の形状変更に伴い、技術提案の数量が変動する場合、増加する技術提案数量の履行義務は負わない。なお、同一構造物など、技術提案の履行部分の分離が不可能な場合は、監督員と協議の上、取り扱いを定めるものとする。

契約締結後、技術提案の前提条件に影響を及ぼす事象が発生し、やむを得ず提案の履行が困難となるおそれがある場合には、受注者は速やかに監督員と協議する。協議の後、技術提案の変更又は消滅する場合は、監督員より工事打合せ簿にて通知する。

(1) 技術提案の消滅

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、受注者に責によらない事由により技術提案の履行が困難と認められた場合に限り、技術提案の履行義務を消滅することができるものとする。

(2) 技術提案の変更

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、変更提案の内容が合理的な理由でかつ当初の提案を下回らないと認められた場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。なお、技術提案の変更に要する費用の変更は原則行わない。ただし、次の場合はこの限りではない。

・ 変更する合理的な理由に、設計図書等に表示された条件変更の要素を含む場合。

変更提案の内容については、共通仕様書「1-65 VE提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

21-1-2 技術提案の履行報告

受注者は、技術提案内容の履行が完了した際は、履行内容を取りまとめ監督員に報告する。また、履行途中であっても、共通仕様書「1-30 検査及び立会い」、「1-44 工事の出来形部分の確認及び検査」、「1-46 一部しゅん功検査」又は「1-50 中間技術検査」

に示す検査において監督員又は検査員が履行状況の確認を求めた場合は、履行状況を報告しなくてはならない。

2 1 - 2 熱中症予防に係る対策費用

2 1 - 2 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 1 - 2 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１ 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 1 - 2 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2 1 - 2 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

2 1 - 3 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者

や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

2 1 - 4 快適トイレ

2 1 - 4 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

2 1 - 4 - 2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900 mm 以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないう徹底する

21-4-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

21-4-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで 57,000 円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

21-5 クマ対策に係る費用

21-5-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

21-5-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

21-5-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

- ①クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2 1－6 社会情勢の変化に伴う費用の協議

2 1－6－1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第 2 6 条の適用対象外とする。

2 1－6－2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、本特記仕様書 2 1－6－1 「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 2 6 条に基づき発注者に協議するものとする。

2 1－6－3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 2 2 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

22. 工事細部に関する事項

22-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。

(16) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

22-2 構造物掘削

22-2-1 種別

共通仕様書2-8-1 定義に規定する構造物掘削の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
構造物掘削 普通部A	1) かご枠工及び砕石縦排水工における土砂の掘削・積込み 2) 中間または最終処理施設への運搬、処分 施工は機械掘削、土質区分は土砂Bとする	
構造物掘削 普通部B	1) かご枠工における土砂の掘削・積込み 2) モノレールによる現場内運搬、仮置き 3) 中間または最終処理施設への運搬、処分 施工は人力掘削、土質区分は土砂Bとする	

22-2-2 支払

共通仕様書2-8-1 1 支払に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
2-(6)	構造物掘削	
	普通部A	m3
	普通部B	m3

22-3 かご枠工

22-3-1 種別

共通仕様書4-25-1 定義に規定するかご枠工の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
かご枠工 3段A	盛土のり尻補強を兼ねた盛土内浸透水排除工として設置する鋼製かご枠の組立・据付、中詰材の充填、かご枠背面の埋戻し、基礎材の施工を行うものをいう。 かご枠は3段とする。	
かご枠工 4段A	盛土のり尻補強を兼ねた盛土内浸透水排除工として設置する鋼製かご枠の組立・据付、中詰材の充填、かご枠背面の埋戻し、基礎材の施工を行うものをいう。 かご枠は4段とする。	
かご枠工 3段B	盛土のり尻補強を兼ねた盛土内浸透水排除工として設置する鋼製かご枠の組立・据付、中詰材の充填、かご枠背面の埋戻し、基礎材の施工を行うものをいう。 モノレールによる現場内運搬を含む。 かご枠は3段とする。	

かご枠工 4 段 B	盛土のり尻補強を兼ねた盛土内浸透水排除工として設置する鋼製かご枠の組立・据付、中詰材の充填、かご枠背面の埋戻し、基礎材の施工を行うものをいう。 モノレールによる現場内運搬を含む。 かご枠は 4 段とする。	
---------------	--	--

2 2 - 3 - 2 材料

共通仕様書 4 - 2 5 - 2 材料に以下の項目を追加及び変更するものとする。

かご枠工に使用する材料は設計図書及び次のとおりとする。

(1) 鋼製かご枠

かご枠寸法は、長さ 2, 0 0 0 mm、高さ 5 0 0 mm、幅 1, 2 0 0 mm 及び長さ 1, 0 0 0 mm、高さ 5 0 0 mm、幅 1, 2 0 0 mm とし、めっき処理済みの材料とする。なお、前面勾配は 1 : 1 とする。

(4) 基礎材

かご枠の基礎材は、再生骨材（RC-40）を使用するものとする。

なお、これによりがたい場合は別途監督員と協議し定めるものとする。

(5) 止め杭

止め杭は J I S G 3 4 4 4（一般構造用炭素鋼鋼管）の規定に適合するものでなければならない。また、防錆は溶融亜鉛めっきを施すものとし、亜鉛の付着量は、J I S H 8 6 4 1（溶融亜鉛めっき）の H D Z T 5 6 同等以上の規定に適合しなければならない。

2 2 - 3 - 3 施工

共通仕様書 4 - 2 5 - 3 施工を以下の項目に変更するものとする。

(1) かご枠は堅固な地盤に据付けるものとし、平坦性などに留意して施工を行うものとする。また、中詰材を十分に充填し、設計図書に示された断面形状に仕上げなければならない。

(2) 背面埋戻しは、鋼製のかご枠の背面と盛土の間に骨材（C-40）を投入し、排水の阻害とならない程度の転圧・整形を行い仕上げるものとする。なお、これによりがたい場合は別途監督員と協議し定めるものとする。

(3) 止め杭は最下段に打ち込み、かご枠がのり尻部に確実に固定され、容易にズレ等の発生が起きないように適切に施工するものとする。

(4) 吸出し防止材の重なりは羽重ねとし、重ね幅は 1 0 cm 以上とする。

(5) 基礎材は、再生骨材（RC-40）を投入し、材料を敷きならし、締固め機械で十分に突固め所定の厚さに仕上げるものとする。

2 2 - 3 - 4 支払

共通仕様書 4 - 2 5 - 5 支払に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (2 2)	かご枠工	
	3 段 A	m
	4 段 A	m
	3 段 B	m
	4 段 B	m

22-4 水抜きボーリング工

22-4-1 種別

共通仕様書4-26-1定義に規定する水抜きボーリング工の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
水抜きボーリング工 A	盛土のり面の安定を目的として、地表面からの水抜き横ボーリング及び保孔管挿入、流末処理工を行うことをいう。	
水抜きボーリング工 B	盛土のり面の安定を目的として、地表面からの水抜き横ボーリング及び保孔管挿入、流末処理工を行うことをいう。 モノレールによる現場内運搬を含む。	

22-4-2 支払

共通仕様書4-26-5 支払に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4-(22)	水抜きボーリング工	
	A	m
	B	m

22-5 立入防止柵撤去設置工

22-5-1 種別

共通仕様書15-9-2種別及び発生材の処理に下表を追加するものとする。

単価表の項目	作業内容	備考
立入防止柵撤去設置工 一般型非積雪地用	既設の立入防止柵を撤去し、撤去した材料を再設置するもの。	
立入防止柵撤去設置工 急傾斜型（有刺鉄線）	既設の立入防止柵を撤去し、撤去した材料を再設置するもの。	
立入防止柵の出入口撤去設置工 一般型非積雪地用	既設の立入防止柵の出入口を撤去し、撤去した材料を再設置するもの。	

受注者の責によらず撤去材が再使用できない場合は、監督員の指示によるものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

22-5-2 施工

撤去を行う際は慎重に行うものとし、受注者の明らかな過失により撤去材に損傷を与えた場合は、受注者の責任により補修を行うものとする。なお、受注者は撤去完了後、構造物等の状態について監督員の確認を受けるものとする。

22-5-3 支 払

共通仕様書 15-9-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
15-(11) 立入防止柵撤去設置工 急傾斜型（有刺鉄線）	m

22-6 交通規制工

22-6-1 種別

共通仕様書 19-3-2「種別」に次表を追加する。

単価表の項目	内容
交通規制工 路肩規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、磐越自動車道 いわき三和 IC～郡山 JCT（上下線）の路肩規制をいう。
交通規制工 車線規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、磐越自動車道 いわき三和 IC～郡山 JCT（上下線）の走行車線規制をいう。

共通仕様書 19-3-2「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所 （日断面交通量）	交通規制内の工事内容	規制時間 （拘束時間（※1））
交通規制工 路肩規制 A	磐越自動車道 上下線 いわき三和 IC～ 郡山 JCT （9～10 千台/日未 満）	作業及び作業機械等の配置が本線 路肩内で可能な工事。 試掘工、水抜きボーリング（掘進）、 盛土補強土工、立入防止柵設置撤去 工、その他	8:00～17:30 （6:30～18:30）
交通規制工 車線規制 A	磐越自動車道 上下線 いわき三和 IC～ 郡山 JCT （9～10 千台/日未 満）	作業及び作業機械等の配置が走行 車線に及ぶ工事。 仮設モノレール設置撤去工、構造物 掘削、かご砕工、その他。	7:30～18:00 （6:00～19:00）

（※1）積算条件の明示であり指定するものではない。

- ①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③（ ）内の時間は、規制機材設置（移動含む）から規制機材撤去（移動含む）を示す。
- ④受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間等が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

22-6-2 施 工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、昼夜

連続規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

22-6-3 材 料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

22-6-4 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

22-6-5 支 払

共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	路肩規制A	回
	車線規制A	回

22-7 交通保安要員

22-7-1 種 別

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における 交代要員の計上(※1)	備考
交通誘導警備員B1	8:30~16:30 (8:00~17:00)	有	
交通誘導警備員B2	8:30~16:30 (8:00~17:00)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

配置場所		単価表の項目	配置 人数	休 憩 時 間 の 交 代 要 員 (※1)	配置期間
梅曽根林道 (E東東い-278)	交通規制 前後	交通誘導警備員B1	1人	1人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員B2	1人		
いわき市林道① (E東東い-280)	交通規制 前後	交通誘導警備員B1	1人	1人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員B2	1人		
工事進入路 (E東東い-281)	進入路出 入口	交通誘導警備員B2	1人	—	工事作業実 施の都度

いわき市林道② (E東東い-282)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		
いわき市道① (E東東い-329)	交通規制 出入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
小野町道③ (E東東い-333)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		
小野町道① (E東東い-301)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		
工事進入路① (E東東い-301)	進入路出 入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
工事進入路② (E東東い-301)	進入路出 入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
小野町道② (E東東い-301)	交通規制 出入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
小野町道④ (E東東い-306)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		
小野町道⑤ (E東東い-339)	交通規制 出入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
小野町道⑥ (E東東い-307)	交通規制 出入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
工事進入路 (E東東い-307)	進入路出 入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
町道池ノ平・穴子入線 (E東東い-307)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		
町道池ノ平・穴子入線 (E東東い-308)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		
工事進入路 (E東東い-308)	進入路出 入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
小野町道⑦ (E東東い-311)	交通規制 出入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
工事進入路 (E東東郡-067)	進入路出 入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
市道町尻 4 号線 (E東東郡-044)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		
三春町道① (E東東郡-131)	交通規制 出入口	交通誘導警備員 B 2	1 人	—	工事作業実 施の都度
市道東山田五斗蒔線 (E東東郡-172)	交通規制 前後	交通誘導警備員 B 1	1 人	1 人 (※)	工事作業実 施の都度
		交通誘導警備員 B 2	1 人		

(※ 1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

(※) 交通誘導警備員 B 1 に含まれる交替要員が、交通誘導警備員 B 2 の交替要員を兼ねるものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 2 - 7 - 2 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

2 2 - 7 - 3 交通保安要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

2 2 - 7 - 4 支 払

共通仕様書 1 9 - 4 - 5 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 9 - (2)	交通保安要員	
	交通誘導警備員 B 1	人・日
	交通誘導警備員 B 2	人・日

2 2 - 8 砕石堅排水工

2 2 - 8 - 1 定義

砕石堅排水工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う盛土内部の地下水位の低下を目的に、のり面を掘削し排水層用の砕石を敷設することをいう。

2 2 - 8 - 2 種別

砕石堅排水工の単価表の項目は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
砕石堅排水工 A	砕石スリットの構築、不織布を巻いた排水管の敷設、覆土の施工を行うもの。	

2 2 - 8 - 3 材料

(1) 砕石スリット

砕石スリットに使用する排水層用砕石は、砕石 (C - 4 0) とする。

(2) 排水管

排水管に使用する材料は、「土工施工管理要領 VI. 用・排水溝構造物工」 5 - 2 に示す高密度ポリエチレン管の規格に適合するものとする。排水管に不織布 (t = 10mm) を巻き、流末部をアンカーピンで固定するものとする。

(3) 覆土

覆土は現地発生材を使用するものとする。

2 2 - 8 - 4 施工

- (1) 構造物掘削後は速やかに砕石スリットを施工するものとする。砕石の敷ならしにあたっては、排水効果を下げるような泥土等の混入がないよう一層30cm以下で敷ならしを行い、その後仕上げ整形を行うものとする。
- (2) 排水管の設置にあたっては、滞水しないよう排水勾配を確保するものとし、砕石の整形によって排水管が変形、位置ずれしないように流末部をアンカーピンで固定するものとする。
- (3) 覆土は現地発生材を使用し施工するものとする。

2 2 - 8 - 5 数量の検測

砕石堅排水工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

2 2 - 8 - 6 支払

砕石堅排水工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う砕石スリットの施工、排水管、不織布、覆土等砕石堅排水工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	砕石堅排水工 A	m ³

2 2 - 9 盛土補強土工

2 2 - 9 - 1 定義

盛土補強土工とは、表層付近の盛土内浸透排除工として排水補強パイプを施工するものをいう。

2 2 - 9 - 2 種別

盛土補強土工の単価表の項目は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
盛土補強土工 A	排水補強パイプ（L＝2.4m）を盛土のり面に およそ2m ² に1本の割合で設置するもの	

2 2 - 9 - 3 材料

盛土補強土工の材料は、排水機能を有した補強パイプによるものとし、人力施工のできる先端加工を施した材料を使用するものとする。材質は一般構造用炭素鋼鋼管（STK400）によるものとし、防錆処理の仕様は、JIS G 3323（溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき）相当とする。

2 2 - 9 - 4 施工

盛土補強土工の施工にあたっては設計図書及び監督員の指示に従い施工するものとする。本項目の施工箇所は、重機の進入が困難な場合もあるため、人力施工が可能な材料を選定するものとする。なお、盛土の土質区分により、施工困難となった場合は、速やかに監督員に報告す

るものとする。

2 2 - 9 - 5 数量の検測

盛土補強土工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

2 2 - 9 - 6 支払

盛土補強土工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う排水補強パイプの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（２）	盛土補強土工 A	本

2 2 - 1 0 試掘工

2 2 - 1 0 - 1 定義

試掘工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、光通信ケーブル等の埋設物の位置を把握するための小規模掘削を行うことをいう。

2 2 - 1 0 - 2 種別

試掘工の単価表の項目は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
試掘工 A	工事箇所において、作業実施前に埋設されている光通信ケーブル、メタル通信ケーブル、電源ケーブルの位置を把握するため、人力による試掘を行うもの。	0. 0 5 9 m ³ /箇所

2 2 - 1 0 - 3 施工

試掘工の施工は下記によるものとする。

- （１）試掘の実施にあたって、監督員及び通信ケーブル等損傷事故防止監理者による立会のもと行うものとする。
- （２）人力掘削、土のうによる埋設管（ケーブル）の養生、土のう撤去、人力埋戻しにあたっては、ケーブルに損傷を与えないよう慎重かつ丁寧に行うものとする。
- （３）試掘の結果は、速やかに報告するとともに工事完了までケーブルの位置及び深さ等が現場で確認できるような措置を講ずるものとし、その方法について施工計画書に記載するものとする。

2 2 - 1 0 - 4 数量の検測

試掘工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

22-10-5 支払

試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力掘削、土のうによる埋設管（ケーブル）の養生、土のう撤去、人力埋戻し等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（３）	試掘工	
	A	箇所

22-11 路上作業安全講習に関する事項

22-11-1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

22-11-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- （１）受講者数 １回あたり５０人以内
- （２）講師 ㈱ネクスコ・パトロール東北 社員
- （３）費用 １回あたり２０万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- （４）実施日 別途監督員より指示
- （５）講習場所 別途監督員より指示
- （６）受講回数 受講対象者にあつては、１回受講
- （７）内容

項目	内容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	１．５時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振り及び合図方法	１．０時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で３．０時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書１－２５－１（５）に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。

22-11-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- （１）交通規制内で作業を行う者
- （２）交通規制出入りを監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- （３）主任（監理）技術者
- （４）保全安全管理者

22-11-4 路上作業安全講習計画書等の提出

受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出する

ものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

2 2 - 1 1 - 5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

2 2 - 1 1 - 6 支払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	路上作業安全講習	回

2 2 - 1 2 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下表のとおりとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材等運搬費（敷鉄板）	仮設材等（敷鉄板）の運搬に要する費用という。
現場内小運搬費	本工事における資機材等の運搬に必要なモノレールの組立・解体・賃料等の費用をいう。
足場工費A	水抜きボーリング工Aの施工に必要な足場工に要する費用をいう。
足場工費B	水抜きボーリング工Bの施工に必要な足場工に要する費用をいう。
敷鉄板費	本工事の施工に必要な工事ヤード（借地）及び既存排水溝等の保護対策（敷鉄板）の設置・撤去・賃料等に要する費用をいう。

23. 補足事項

23-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者との協議して定めるものとする。

(1) 対象盛土のり面等に自生する支障木の伐採・処分工事の追加

23-2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1-5 1-2 「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和 8 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-14）」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路(株)東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

23-3 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

23-4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

23-5 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添-2）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 契約番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 工 期

1) 当初工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日
2) 変更工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日

4. 協議額

¥ 円

(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳

別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

(工事名) 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

標記工事について、工法変更指示書N o. ○○○に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・材料調達変更計画書

以 上

材料調達変更計画書

(工事名) 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等 No.	調達年月日	調達数量	調達単価	資材調達金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5) × (6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告

(工事名) 磐越自動車道 R8郡山管内のり面補強工事

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

契約金額

工期 自) 年 月 日 (〇〇〇日間)
至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
〇〇工							
〇〇工							
〇〇工							
〇〇工							
雑工							
後片づけ							
全体							

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管 理 責 任 者 〇 〇 〇 〇 殿

会社名 〇〇株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報
提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 磐越自動車道 R8郡山管内のり面補強工事
2. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 発注者： 東日本高速道路(株) 東北支社 郡山管理事務所
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供を
お願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
会社名：
TEL：
FAX：
担当：

以 上

(別記様式)

宛先：〇〇建設株式会社

〇〇リサイクルセンター 〇〇工場
担当者：〇〇 〇〇

再生資材の供給可能量の情報提供について（〇月〇日現在）

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量（m ³ ）	単位
再生クラッシャーラン	コンクリート塊			m ³
	アスファルト塊			
	その他			
再生密粒度アスファルト混合物 13 F		舗装再生便覧による		

添付資料 品質証明書

様式－12

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

再生資材供給可能量報告書

工事名 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事

使用時期	利用用途	使用数量 (m ³)	再資源化施設供給可能数量			備考
			○○社	××社	△△社	
○○年○月	STA○○+○○ 構造物基礎材	80	60	－	×	

×：要求される品質が確保されない場合
－：供給不可の場合

監督員 _____ 殿

年 月 日

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事用プレート使用状況等記録簿（○年○月分）

工事名 磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補

プレート番号	使用日（通常業務：○ 緊急業務：△ その他：□）																															プレートの保管場所	備考	
	日曜	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水		(施錠がされていれば○、されていなければ×を記載)
例) 1111111111111111	/	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	□		○	○	○	現場事務所金庫（○）	○/20 地震発生による現場点検で使用 ○/26 通常業務で使用したが、使用者の過失により区間外走行
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。
※不必要な文字は消して使用すること。

監督員
_____ 殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名		東日本高速道路(株) 東北支社	
工事件名		磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事	
No.	工種名	工事情報 (テーブル名)	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

磐越自動車道 R 8 郡山管内のり面補強工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱〇〇支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第 1 条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第 2 条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第 3 条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱〇〇工事事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第 4 条第 1 項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第 4 条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及び P 〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日

の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

(工事名) _____
標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記1～3以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり 【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

(注1) 該当する項目の□にレマークを記入すること。
(注2) 使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
(注3) Kcube2 による提出とする。